

平成 29 年度輸入食品監視指導計画（案）の概要

平成 29 年 1 月 16 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

序文（下線部：新たに盛り込んだ事項）

【平成 28 年度計画に基づく施策の実施状況の概要】

- モニタリング検査や検査命令等の輸入時における監視指導の強化を実施
- 輸出国の食品安全に係る規制制度及び対日輸出食品に係る安全管理体制に関する計画的な調査を実施
- 個別問題に係る輸出国との協議、現地調査等を実施
- 牛海綿状脳症（BSE）等に係る輸出国の安全管理に関する現地調査を実施

【平成 29 年度計画において取り組む施策】

- 海外での検出情報等を踏まえた病原微生物（冷凍野菜及び果実に対するリステリア・モノサイトゲネス等）に係るモニタリング検査の実施
- ポジティブリスト制度に対応した残留農薬等の検査の着実な施行
- 過去の監視指導結果等を踏まえた検査項目等の見直し
- 冷凍加工食品等の成分規格違反の状況等を踏まえた、加工食品の成分規格（大腸菌群等）に係るモニタリング検査の重点的な実施。また、検査の結果を踏まえた、輸入者に対する自主的な安全管理等の指導
- 「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」（平成 20 年 6 月 5 日付け食安発第 0605001 号）に基づくチェックリストを用いた、輸入者に対する輸出国段階における自主的な安全管理の指導
- BSE の問題に係る輸入牛肉の安全性確保のため、現地調査及び輸入時検査を通じた対日輸出プログラムの遵守状況の検証
- TPP を含めた経済連携協定等を踏まえた、諸外国の食品衛生に係る情報の収集及び輸入動向に応じた監視体制の強化
- HACCP の導入状況を含む輸出国の制度調査の実施

1. 目的

輸入食品等の重点的、効果的かつ効率的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 適用期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

3. 監視指導の基本的考え方

食品安全基本法第 4 条において、「食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない」とされており、この観点から、輸出国における生産の段階から、輸入、国内流通までの各段階において必要な安全確保対策の措置を講じるもの。

4. 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

- 輸入届出の審査による食品衛生法への適合性確認
- モニタリング検査^{*1}の実施（平成 29 年度計画：約 97,500 件）
病原微生物に係るモニタリング検査の重点的な実施

肥育ホルモン剤等に係る検査について、一定の検査数を確保して実施
モニタリング検査強化品目の解除要件に輸出国での再発防止対策を追加
モニタリング検査実施時に従来よりも検査結果が判明する期間を短縮できる試験法の導入を推進

- モニタリング検査以外の行政検査の実施
- 検査命令^{※2}の実施
- 包括的輸入禁止措置^{※3}の検討
- 海外からの問題発生情報に基づく緊急対応

5. 輸出国における安全対策の推進

- 輸出国の政府担当者等に対する我が国の食品安全規制等の周知
- 計画的な情報収集及び現地調査による対日輸出食品の安全対策の推進
経済連携協定等の関連国に対する現地調査の実施
- 試験検査技術等の技術協力
- HACCPによる衛生管理の推進

6. 輸入者に対する自主的な衛生管理に係る指導

- 食品衛生上の規制、輸入者の責務等の周知
- 輸入前指導の実施
- 輸入前相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 記録の作成及び保存に係る指導並びにモニタリング検査時における当該記録等の提出の指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の習得の指導

7. 法違反が判明した場合の対応

- 廃棄等又は迅速な回収の指示及び再発防止策の構築の指導
- 違反原因の調査及び改善結果の報告の指導
- 輸入者等に対する営業禁停止処分の検討
- 悪質事例の告発
- 違反事例の公表

8. 国民への情報提供

- 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- 輸入食品監視指導計画及び結果の公表
- リスクコミュニケーションの実施

9. その他

- 検疫所に従事する食品衛生監視員の人材の養成及び資質の向上
- 検疫所が実施する試験検査等に係る点検

※1：多種多様な輸入食品等について、幅広く監視するため、食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案し定めた、統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、輸入者に対し輸入の都度の検査を命ずるもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない

※3：厚生労働大臣が、危害の発生防止の観点から必要と認める場合、検査を要せずに特定の食品等の販売、輸入を禁止できる措置